

市役所に行かず24時間いつでも申請できる

オンライン申請 はじめました!

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用し、各種申請や届出を行うことができるようになりました。

★ オンライン申請できる手続き

〈消防関連で主なもの〉

● 防火管理者の選任(解任)届出書

・防火管理者免状の写しを添付してください。

● 消防計画の作成(変更)届出書

・消防計画の内容も必要となります。

● 火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出(賽の神、七夕に限る)

・実施する場所がわかる地図を添付してください。

● 自衛消防訓練通知書

・実施内容が別紙の場合は訓練内容を添付してください。

ほか

★ オンライン申請時に必要なもの

- スマートフォンまたはパソコン

★ 申請方法

- 方法は二通り

1. ぴったりサービスを利用したオンライン申請

糸魚川市ホームページの「便利なサービス」→「行政手続のオンライン開始」と進むと各種手続へのリンクがあります。

二次元コードから糸魚川市ホームページオンライン申請へ移動できます。



裏面へ

行政手続きのオンライン化のイメージ

どこからでも可能!

自宅や職場、外出先など



いつでも可能!

オンライン申請

来庁不要

または

待ち時間の短縮



市役所

郵送やオンラインで交付

2. 電子メールでの申請

糸魚川市消防本部のメールアドレスに作成した書類を添付して送信してください。

メールアドレス： fd@city.itoigawa.lg.jp

※件名は「予防業務オンライン申請」としてください！

※申請者氏名、連絡先、届出建物を必ず明記してください！

※ 両申請とも副本の返却はありません。副本が必要な場合はその旨明記してください。

問合先：消防本部予防課予防係

電 話：025-553-0119

F A X：025-552-6925

Mail：fd@city.itoigawa.lg.jp